佐呂間町教育委員会ICT支援員配置要綱

**資料３**

令和6年3月21日佐呂間町教育委員会訓令第3号

令和6年　月　日佐呂間町教育委員会訓令第　号

(趣旨)

第１条　この要綱は、佐呂間町立学校設置条例（平成17年６月17日条例第15号）に規定する学校 (以下「学校」という。)に在籍する児童生徒及び教員のICT機器活用能力の向上及び学校教育の充実を図るために配置するICT支援員(以下「ICT支援員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

（任用の要件）

第２条　支援員は、ICT機器に関する知識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命す

る。

２　ICT支援員には、1月１０，０００円の報償費を支払う。

（所属）

第３条　ICT支援員は、教育委員会管理課に所属する。

（職務）

第４条　ICT支援員は、管理課長の指示を受け、次に掲げる業務を行う。

(1)　情報教育の推進に関すること

(2)　ICT機器を活用した授業の補助及び教材開発の支援に関すること

(3)　教員、児童及び生徒に対するICT機器の取扱いの助言に関すること

(4)　ICT機器の設定や簡易なメンテナンスに関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める業務

(その他)

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和６年4月1日から施行する。

　　　附　　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。